

# 令和5年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 議 長   | 4番  | 尾 関 俊 治 |
| 副 議 長 | 9番  | 安 田 敏 雄 |
| 議 員   | 1番  | 間 宮 寿 和 |
| 〃     | 2番  | 關 谷 樹 弘 |
| 〃     | 3番  | 高 橋 伸 治 |
| 〃     | 5番  | 川 島 功 士 |
| 〃     | 6番  | 田 島 清 美 |
| 〃     | 7番  | 伏 屋 隆 男 |
| 〃     | 8番  | 岡 田 文 雄 |
| 〃     | 10番 | 長 野 恒 美 |

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|          |         |
|----------|---------|
| 町 長      | 古 田 聖 人 |
| 副 町 長    | 村 井 隆 文 |
| 教 育 長    | 野 原 弘 康 |
| 監 査 委 員  | 小 林 正 明 |
| 総 務 部 長  | 足 立 篤 隆 |
| 企画環境経済部長 | 堀 仁 志   |

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 住 民 福 祉 部 長            | 平 岩 敬 康 |
| 建設部長兼水道部長              | 田 島 茂 樹 |
| 教 育 文 化 部 長            | 天 野 富 三 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 田 島 直 樹 |
| 総 務 課 長                | 伊 藤 博 臣 |
| 企 画 課 長                | 山 内 明   |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐々木 正 道 |
| 書 記         | 笠 原 誠   |

1. 議事日程（第1号）

令和5年9月6日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第5号報告 令和4年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第5 第6号報告 令和4年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第6 第7号報告 放棄した債権の報告について
- 日程第7 第49号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第50号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第51号議案 道路（舗装）修繕工事請負契約の締結について
- 日程第10 第52号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 第53号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 第54号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 第55号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 第56号議案 令和4年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第57号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 第58号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第59号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 第60号議案 令和4年度笠松町水道事業会計決算認定について

日程第19 第61号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和5年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 關 谷 樹 弘 議員

7番 伏 屋 隆 男 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、1点報告させていただきます。

監査委員より、令和5年度6月分及び7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（尾関俊治君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、松枝処理分区（64・65工区）管渠埋設工事2件、下水道工事（松枝64・65工区）に伴う配水管・配水補助管布設及び布設替工事（1・2工区）4件、以上6件であります。契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから12ページをお目通しください。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

---

日程第4 第5号報告から日程第6 第7号報告まで及び日程第7 第49号議案から日程第19 第61号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第4、第5号報告から日程第6、第7号報告の3報告、日程第7、第49号議案から日程第19、第61号議案までの13議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日、提出させていただきました案件は、健全化判断比率の報告ほか2件の報告案件3件、笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例ほか1件の条例案件2件、道路（舗装）修繕工事請負契約の締結について1件、令和5年度一般会計ほか3件の補正予算4件、令和4年度一般会計ほか5件の決算認定6件、以上報告を含め16件の案件であります。

その他詳細につきましては、副町長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

第5号報告 令和4年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質赤字額がないためハイフンの表示とさせていただきます。

2つ目の連結実質赤字比率は、全ての会計における実質赤字額・黒字額及び資金不足額・剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合であります。連結実質赤字額がないためハイフンの表示としております。

3つ目の実質公債費比率は、地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合でございます。令和4年度におきましては5.8%という数字でございました。この数字は前年度と同率でございました。

次に、4つ目の将来負担比率は、地方債現在高、債務負担行為による支出予定額など、将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合でございます。令和4年度におきましては41.5%でございました。前年度と比較いたしまして12.6%向上しております。

続きまして、2ページをお開きください。

第6号報告 令和4年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。水道事業会計、下水道事業会計とも資金不足がないため、ハイフンの表示としております。

続きまして、3ページをお開きください。

第7号報告 放棄した債権の報告についてであります。

笠松町水道事業の債権管理に関する条例第6条の規定により、債権を放棄したので、第7条の規定に基づきこれを報告するものであります。

放棄事由は時効期間満了で、人数は51人、金額は22万2,315円で、放棄の年月日は令和5年3月31日であります。

続きまして、議案書の4ページから5ページ、議案資料では13ページから15ページにわたります第49号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは議案資料の13ページのほうに改正の概要をつけさせていただきましたので、併せてそちらのほうも御覧いただきたいと思っております。

今般条例の改正をさせていただきます背景、経緯についてでございますが、平成30年度に策定をさせていただきました令和10年度までの水道事業経営戦略、こちらに基づいてずっと事業運営をしておりまして、その中では計画的に料金改定等の実施を予定させていただいておったところでございます。そのような中、ごみ処理の有料化でありますとか、コロナ禍、昨今のウクライナ情勢による物価高騰等ございまして、住民の皆さんの負担の増加を懸念、考慮いたしまして、引上げ改定については先送り、見送りをさせていただいてきたところでございます。しかしながら、今般経営戦略の中間見直しを行いましたところ、今後円滑な事業運営を行うには令和8年度において資金不足が陥るといような状況になってまいりましたので、今年度6月に水道事業経営審議会に諮問をさせていただきまして、その結果上水道につきましては20%の値上げが必要であろうというような答申をいただいたところでございます。大変心苦しいところではあります。安定的な事業運営のため、この答申を踏まえ料金の改定をさせていただきたいと考えております。引き続き経営面におきましては事務事業の効率化、経費の削減等、不断の経営努力をしておりますのでよろしくお願いをいたします。

改定内容につきましては、ただいま申し上げました20%増ということで、基本料金20立方メートルまで1,116円を1,400円に、超過料金につきましては20立方メートルを超える分、1立方メートルにつき83円を100円ということで、おおむね20%の改定をさせていただきたいと考えております。あわせて、メーターの使用料の見直しと消費税の端数処理方法について所要の規定整備も行わせていただきたいと思いますと考えております。

こちらの施行期日につきましては、令和6年4月1日を予定いたしております。

なお、附則の中で経過措置を設けさせていただいておりますが、基本的には施行日以降に使用に係る料金から適用するんですが、施行日以降に請求があるものについても施行日前、要は4月1日以前の使用料が含まれるものについては、なお従前の料金で請求をさせていただくというような経過措置を置かせていただいております。

続きまして、議案書の6ページから7ページ、議案資料では16ページから17ページにわたります第50号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

さきの第49号議案と同様、使用料の改定をさせていただく内容でございます。同様に中間見直しを行いまして、審議会に諮問いたしましたところ、下水道の料金については今後令和10年度まで計画的な運営を行うためには5%程度の値上げが必要であろうとの答申をいただきましたので、前議案と同様に大変心苦しいところではございますが、今後の経営努力とさせていただくということで料金の改定をさせていただきたいと考えております。引上げの状況については、13ページ、議案資料に記載させていただいておりますが、基本使用料金10立方メートルまで1,287円を1,350円、超過料金につきましてはそれぞれ1立方メートル当たり143円を150円に、166円を174円にということで、5%の引上げ改定をさせていただく内容となっております。こちら併せて消費税の端数処理方法等、所要の規定整備を行わせていただく予定であります。

こちらの条例につきましては、議案資料のほうの16ページ、17ページを御覧いただきたいと思うんですが、2条立ての改正条例とさせていただいております。第1条につきましては、先ほど申し上げました計量器の使用料の改定に合わせまして消費税の端数処理方法等、所要の規定整備をさせていただいております。

第2条につきましては、先ほども御説明申し上げました使用料の改定内容についての改正を盛り込ませていただいているところでございます。

施行期日につきましては、第1条、端数整理等につきましては、令和6年4月1日から施行させていただきます。

第2条、使用料の改定等に係る部分につきましては、上水道の使用料と合わせて引上げをさせていただきますと急激な負担増になるということに配慮いたしまして、1年ずらさせていただき、こちらは令和7年4月1日から施行させていただきたいと考えております。あわせて、上水道と同様の経過措置を設けさせていただいているというものでございます。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

第51号議案 道路（舗装）修繕工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、道路（舗装）修繕工事請負契約の締結について町議会の議決を求めるものであります。

こちら議案資料をつけさせていただいておりますので、18ページを御覧いただきたいと思

います。

契約金額は、税込みで5,500万円でございます。

契約の相手方は、岐阜県羽島郡笠松町円城寺1433番地、株式会社加藤組でございます。

契約の方法は、事後審査型の一般競争入札で執行させていただきました。入札参加希望業者は表記のとおり9者ございまして、入札参加は8者ございました。8月24日に開札をいたしまして、同月28日に指名業者選定委員会で資格確認をさせていただきました後に、8月31日に仮契約をさせていただいております。

続きまして、19ページ、20ページを御覧いただきたいと思います。

工期につきましては、本契約締結の日から令和6年3月29日まででございます。

工事の場所につきましては、笠松町米野、江川、無動寺、円城寺地内でございます。

20ページには堤防上の道路の補修改善をさせていただくものでございますが、大きく3か所丸印で囲わせていただいておりますが、このエリアについて舗装の整備をさせていただくというものでございます。

工事の内容につきましては、舗装の修繕、切削オーバーレイ舗装工、区画線工、施工量については表記のとおりでございます。

続きまして、議案書の9ページから21ページにわたります第52号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は1億4,738万9,000円の増額補正でございます。

以下、順次歳出の科目ごとに主なものを御説明させていただきます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費では213万8,000円を計上させていただいております。旧の給食センターにおいて漏水が確認されまして、現在水道の使用に際しては利用される団体が水道を使用するたびに栓を開閉していただいているというような状況でございます。漏水箇所の特定が困難でありますことから、既設の水道設備を休止いたしましてメーターの口径の小さいものに変更し配管延長等最小限にした配管工事を要する経費として計上させていただいております。役務費の手数料につきましては、上水道の検査及び休止に要する手数料、工事請負費については配管工事に要する経費でございます。また、負担金補助及び交付金につきましては、こちらのほうは20ミリに変更いたしますので、こちらの新設給水費を計上させていただいております。

続きまして、第8目 諸費についてでございますが、こちらは地区集会所改修補助金といたしまして335万8,000円を計上させていただきました。こちらは円城寺、中野、無動寺の3町内会から町内の集会所の改修に基づく補助金の交付要望をいただきましたので、笠松町地区集会所建設等に関する補助内規に基づきまして、それぞれ対象事業費の2分の1を補助させていた

だくということで所要額を計上させていただいております。円城寺集会所においてはトイレ等の改修を予定されております。中野の集会所はエアコンの設置、無動寺の集会所におきましてはエアコンの修繕と併せてバリアフリー化等の工事を行われるということで要望を頂戴しているものでございます。

続きまして、同じく総務費の中、第2項 企画費、第1目 企画総務費の中では総額で5,021万5,000円の増額をさせていただいております。こちらのほうは全国的なふるさと納税市場の拡大によりまして、笠松町におきましてもふるさと応援基金の受領件数、金額等が増加しておりますので、それらに伴います諸経費を増額させていただくものでございます。寄附件数の見込みといたしましては、当初2,500件を見込んでおりましたが、年度末最終で1万1,500件、寄附金の見込額では1億1,700万円を見込んでいる状況でございます。これに関連いたしまして、10節 需用費では消耗品費、こちらのほうはお礼の品の代金でありますとか、配送料等々を見込んでおるものでございます。11節 役務費の中では通信運搬費のほか、手数料として454万2,000円、こちらのほうはポータルサイトの利用料でございます。筆耕翻訳料として9,000円計上させていただいております。こちらはふるさと納税感謝状の筆耕翻訳料として計上させていただいております。そのほか12節 委託料につきましては、ふるさと納税業務委託料として938万3,000円を計上させていただきました。こちらはふるさと納税に係る一括業務代行委託料として計上させていただいております。

続きまして、同じく企画費の中で第2目 広報費でございますが、こちらにつきましては地域広報推進事業補助金として15万円を計上させていただきました。これは町内会のほうで掲示板の整備に係る補助金でございます。新設ですとか改修、移設につきまして補助限度額1基当たり3万円ということで助成をさせていただいております。年度当初6基分を計上しておりましたが、今年度申請件数が多いため新たに5基分、15万円を増額させていただいているものでございます。

続きまして、18ページをお開きください。

同じく総務費の中で、第3項 徴税费、第1目 税務総務費でございます。こちらにつきましては、22節で町税還付金といたしまして130万円を増額計上させていただいております。個人町民税におきましては還付申告者が当初見込みより増加したこと、また法人町民税では前事業年度の法人税割額から算出をいたしました中間納付額を下回る確定額となった法人が増加したため、今後の所要見込額を積算いたしまして130万円増額とさせていただいております。

続きまして、その下、第4項 戸籍住民基本台帳費でございます。こちらのほうは機械器具費として備品購入費で22万5,000円を増額計上させていただいております。令和4年の旅券法の一部改正によりまして可能となりました旅券の電子申請につきまして、岐阜県の導入スケジュールに基づきまして当町におきましても令和6年2月から開始するため、電子申請用のノー

トパソコンでありますとかバーコードリーダー、交付ブース用のパーティション等の備品を購入するため経費として計上させていただいているものでございます。

その次、第3款の民生費から、19ページ、第4款 衛生費の中で返還金というような表示が7か所ほど出てきております。これらにつきましては、令和4年度事業の精算によるものでございます。そして、その中で18ページ一番下の第8目の後期高齢者医療費については、療養給付費負担金として823万7,000円を増額しております。こちらのほうは返還ではなくて、逆に精算により追加納入が必要となりましたので、負担金を増額させていただいたというものでございます。あわせて、19ページ中ほどの第2目 予防費の中で返還金が2,987万3,000円と、ちょっと金額のほうが大きくなっておりますが、こちらのほうは令和3年度から繰越しし実施しておりました新型コロナウイルスワクチン接種に関連いたします事業費でございまして、金額のほう若干大きくなっているというものでございます。

続きまして、19ページ、第5款 農林水産業費の第1項 農業費、第1目 農業委員会費でありますが、こちらのほうにつきましては農業委員会委員の皆さんが農地の利用状況調査をするため、昨年度国庫補助金を財源にタブレットを6台購入いたしまして活用させていただいております。そのような中、今年度、県から貸与する制度ができました、全委員さんにお渡ししたいということで、9台分を県から貸与を受けて1人1台ずつお持ちいただいて事業のほうを行っていただくというような形で進めたいと思っております。これに伴いまして、新たに貸与を受けます9台分のタブレットに要する経費ということで13万4,000円計上させていただきました。内容につきましては、消耗品費ではタブレットの防水・防塵のケースでありますとか、役務費ではインターネットの通信料、使用料及び賃借料ではMDMと略字で書いてございますが、モバイル・デバイス・マネジメントというシステムの使用料でございます。新たに導入をいたします9台分に係る経費として計上をさせていただいたというものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第1目の道路維持費では修繕料といたしまして139万8,000円を計上させていただいております。こちらは道路パトロールでありますとか住民の皆さんからの通報に基づき、舗装ですとか側溝、側溝蓋、あるいは歩道境界ブロック等の修繕を行っているものでございますが、今年度修繕箇所が増加等によりまして現行予算額では不足を生じる見込みとなりましたので、139万8,000円を増額させていただきました。

続きまして、その下、第2目の道路新設改良費でありますが、こちらのほうは側溝舗装等新設改良工事費といたしまして172万6,000円を増額させていただいております。寄附によりまして取得いたしました道路用地における道路拡幅工事に要する経費でございます。門間田代1号線田代地内におきまして、施工延長46メートルにわたりまして舗装の新設等をさせていただくことに要する経費として計上させていただいております。

第9款の教育総務費の返還金につきましては、先ほど来お話ししております令和4年度事業の確定に伴い返還金が生じたというものでございます。

その下、第2項 小学校費、学校管理費の中では、こちら財源の内訳補正をさせていただいております。地方債、町債が140万円減額となり、一般財源が140万円増えております。こちらは笠松小学校、下羽栗小学校のLED化工事に充当されておりました起債区分の変更に伴いまして、充当率が変更されたことによります財源内訳補正でございます。

その下、第3項 中学校費の第1目 学校管理費では、管理用器具費といたしまして8万8,000円を計上させていただいております。5月中旬に笠松中学校に新設いたしました通級指導教室に必要な書棚等の器具を購入するための経費でございます。こちらの目についても財源内訳の補正をさせていただいておりますので御説明を申し上げたいと思います。まず、国県支出金といたしまして178万7,000円増額となっております。こちらは笠松中学校のトイレ改修工事、こちらに充当されておりました国庫補助金、学校施設環境改善交付金でございますが、こちらのほうの補助単価が増額となりまして、補助対象経費が増額になったことに伴う財源内訳の補正でございます。

なお、この国庫補助金が増額になりましたことによりまして、ちょっと細かい計算のお話になるんですが、その補助裏分として記載をしております金額が150万円増加をいたします。逆に補助対象外で継ぎ足し単独債と申しまして町単で発行を予定しておりました起債が240万円減額となります。差引きでは90万円の町債の発行減というような形になります。そういったことがございましたので、併せて財源の内訳補正も行わせていただいております。

続きまして、第2目 教育振興費の中では、備品購入費といたしまして40万7,000円を予算計上させていただいております。こちらにも新設いたしました通級指導教室に必要な書籍でありますとか教育教材ということで備品購入費を計上させていただいているものでございます。

続きまして、21ページを御覧ください。

こちらのほうは第5項 保健体育費、第3目 総合会館費でございますが、修繕料といたしまして62万9,000円を計上させていただいております。これは6月19日に実施をいたしました建築物定期調査におきまして、非常用の照明の不点灯があるとの不適合の判定を受けた設備を修繕させていただくもので、非常照明器具の取替えですとか内蔵バッテリーの取替え等を行わせていただくことに要する経費を計上させていただいております。

その下、第11款 諸支出金、第1項 基金費の第1目 財政調整基金費では、前年度繰越金を今回全額予算計上、金額にいたしまして4億6,297万6,000円でございますが、させていただきまして、併せて今回の増額補正の財源に充てた後の余剰財源を財政調整基金に積み立てるため、積立金といたしまして2,787万8,000円を増額計上させていただきます。

なお、この補正後の令和5年度末における財政調整基金の基金残高は9億200万円強となる

見込みでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

歳入につきまして、歳出のほうで説明で触れさせていただけなかったものについて御説明を申し上げます。

第9款 地方特例交付金につきましては、交付金額が決定いたしましたことに伴い162万1,000円を増額させていただいております。

第10款の地方交付税も同様でございます。普通交付税額が決定したことによりまして、こちらは1億1,200万円を増額補正させていただいております。

飛んでいただきまして、15ページの18款 繰入金の第1項 特別会計繰入金でございますが、こちらのほうは介護保険特別会計の令和4年度事業精算に伴いまして、一般会計への返還金が生じたため、介護保険特別会計繰入金を1,059万円増額させていただいております。

なお、今回の補正に伴い財源に充てておりました財政調整基金からの繰入金2億5,000万円も減額とさせていただいております。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと思っております。

第21款の町債でございますが、こちらは第3目 臨時財政対策債につきまして、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴いまして今回1,500万円の減額をさせていただいております。

13ページを御覧いただきたいと思っております。

こちら第2表は地方債の補正となっております。変更ということで、2つの項目について掲げてございますが、先ほど御説明をさせていただきました内容でそれぞれ地方債の補正をさせていただいております。

以上が一般会計の補正予算の内容でございます。

続きまして、22ページから28ページにわたります第53号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は7,900万円の増額補正であります。

それでは、25ページをお開きください。

こちら歳出のほうで、第5款 基金積立金、第1項 基金積立金の第1目 国民健康保険基金積立金で6,731万1,000円を計上させていただいております。こちらのほうは2つの事由によりまして予算措置させていただいております。

まず、1つ目は県の支出金等、公費の収入時期が例年12月から翌年の3月、要は年度末に偏ることによりまして、年度途中に一時的な資金不足となる状況が見込まれることから、今回の補正予算におきまして基金繰入れとして5,300万円を増額補正させていただいております。

なお、この県支出金等はおおむね3月頃には収入が見込まれますので、その収入後には財源が確保できる見込みとなるため基金から繰り入れさせていただいた5,300万円については積戻

しをさせていただくという内容でございます。

2つ目は、前年度繰越金を今回全額予算計上させていただきまして、今回の増額補正の財源に充てました残りの余剰分を基金に積み立てさせていただくというもので、こちらは1,431万1,000円となります。2つの事由によりまして、合計金額では6,731万1,000円を予算措置させていただいたものでございます。

第6款 諸支出金の償還金及び還付金、第3目の償還金につきましては、令和4年度の事業精算でございますが、国保保険給付費交付金が1,168万9,000円返還が生じましたので増額措置をさせていただいております。

24ページの歳入につきましては、ただいま御説明申し上げました基金繰入れとか、あと繰越金を予算措置させていただいているという内容でございます。

続きまして、26ページから28ページにわたります第54号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は1,007万1,000円を増額補正するものであります。

こちらのほうは28ページを御覧いただきたいと思っております。

歳出のほうで、保険料等の負担金として1,007万1,000円を増額措置させていただいております。これは令和4年度の出納整理期間中の保険料収納分を後期高齢者医療広域連合に納付するため、保険料等負担金を増額させていただくものでございます。補正財源は前年度繰越金を全額充てさせていただくというものでございます。

続きまして、29ページから34ページにわたります第55号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は5,786万6,000円を増額補正であります。

こちらのほうも令和4年度の事業精算に係る補正をさせていただくという内容でございます。34ページを御覧いただきたいと思っております。

こちら前年度の繰越金を全額予算措置しまして、令和4年度の介護給付費精算に係る国・県等の追加交付分を予算措置した後、事業精算に伴う返還金等を充てた残りの余剰金を3,189万7,000円余剰分といたしまして基金のほうに積み立てをさせていただくというものでございます。

その下の第5款の諸支出金等につきましては、それぞれ国・県に対する返還金並びに一般会計に対する繰出金を予算措置させていただいたというものでございます。

財源につきましては、32ページから33ページにそれぞれ歳入として精算額を計上させていただきました。

主立ったものでは第4款の国庫支出金として229万7,000円が増額交付させてまいります。

また、33ページの第6款 県支出金では188万2,000円が増額されてくるものを見込んで精算

をさせていただいているものでございます。

この後、第56号議案から第59号議案までの決算認定の4議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて町議会の認定に付するものであります。

また、第60号議案の水道事業会計決算認定と第61号議案、下水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、決算を監査委員の意見をつけて町議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長より御説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私のほうからは第56号議案 令和4年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定から第59号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定までの4議案を一括して説明させていただきます。

お手元にあります令和4年度決算説明資料、こちらの資料を御覧ください。

それでは、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。4つの会計の決算額の合計といたしまして、歳入総額132億2,017万5,624円、前年度に比べまして0.5%の減でございます。歳出総額につきましては126億4,218万5,661円、前年度に比べまして0.9%の増となりました。歳入歳出差引額は5億7,798万9,963円となっております。

続いて、3ページ、4ページを御覧ください。こちらは一般会計の歳入決算額を各款ごとに表示したものでございます。

収入済額の合計といたしまして86億1,945万6,092円、予算現額と比較しまして1,502万3,908円の減、収入割合といたしまして99.8%となっております。前年度比2.3%の減となりました。

右のページにあります未収入額につきましては、第1款 町税は不納欠損額も含めまして1億3,207万2,785円、前年度比4.4%の増でございます。

第12款の分担金及び負担金の未収入額565万7,198円は、保育料、放課後児童クラブ利用料、学校給食費負担金の未収入額で、前年度比3.3%の増でございます。

第13款 使用料及び手数料の未収入額600円につきましては、平成30年度からの未納分でございます。獣畜、いわゆる猫の火葬場使用料1件分でございます。

その下の第14款 国庫支出金の未収入額841万6,000円につきましては、3事業の国庫支出金が未収入となっているものでございます。

第17款 寄附金の未収入額1,355万3,000円につきましては、まちづくり事業、かさまつ応援寄附金の特定目的といたしまして、笠松競馬場女性雇用促進施設建設の1事業分でございます。合計で1億5,969万9,583円が未収入額となっているものでございます。

続いて、5ページ、6ページを御覧ください。こちらは一般会計の歳出決算額を款ごとに表

示したものでございます。支出済額の合計といたしまして81億3,223万459円、歳出予算の執行率は94.2%となりました。前年度に比べまして0.4%の減となっております。

右のページにあります4つの款にある翌年度繰越額、合計で6,819万1,000円、こちらにつきましては令和4年度から令和5年度に9件の事業の費用を繰り越しているものでございます。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。この表につきましては、地方財政状況調査によります年度別の収支状況を5年間分表示しております。令和4年度につきましては、表の一番右側になります。

まず、令和4年度の歳入歳出差引額、上から3つ目になりますが、形式収支C欄につきましては4億8,722万6,000円となりました。形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源D欄2,424万9,000円を差し引いた額、実質収支E欄につきましては4億6,297万7,000円でございます。実質収支E欄から前年度実質収支を差し引いた額、単年度収支F欄は1億9,012万4,000円の赤字となっております。単年度収支F欄に基金積立金G欄2億3,965万6,000円を加えた額、一番下になります、実質単年度収支は4,953万2,000円の黒字となりました。

続きまして、9ページから24ページにかけましては決算データといたしまして科目ごとの決算額の多い順でありますとか、歳出の性質別、目的別の経費等、過去の推移も含め掲載をさせていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは少し飛んでいただきまして、25ページ、26ページを御覧いただきたいと思っております。まず、上段につきましては給与費について表示をしております。共済費を含む給与費合計額は9億3,279万9,152円、前年度に比べまして0.8%の減となっております。会計年度任用職員制度によりまして雇用した82人の報酬、期末手当も含んでおります。表の欄外にその金額を記載しているところでございます。

職員数につきましては、令和4年4月1日現在で126人でございました。年度内で退職、採用などによりまして令和5年4月1日現在の職員数は5人減の121人となっております。

下段の表につきましては町債の状況を表示してございます。令和4年度末の現債額につきましては64億1,971万3,997円、前年度に比べまして4.8%の減となりました。令和4年度中の起債額につきましては合計で8件、2億5,720万円を借入れをしております。

一方、令和4年度中に償還が完了したのが3件ございました。よって、未償還件数、表の一番右下になりますが、8件借入れ、3件完了しておりますので、前年度に比べまして5件増の108件となりました。

続きまして、少し飛んでいただきますというか、議員の皆様は別冊になっております決算認定資料を御覧いただきたいと思っております。ページ数でいきますと44ページになります。こちらからは一般会計の歳入について款ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1款、歳入の32.4%を占めます町税でございます。決算額が27億9,314万3,000円、

前年度比5,874万4,000円増、2.1%の増となっております。

まず、第1項 町民税、第1目 個人、決算額が12億1,830万8,000円、前年度比1%増でございます。この個人町民税につきましては納税義務者が前年度比8人増と微増し、調定額は対前年度比1,668万円増加をいたしました。また、納税義務者数の約80%を占めます給与所得者数も前年度に比べ64人増したものの、所得割額は141万円増とほぼ横ばいでもございました。依然としてコロナによる収入減の影響が見られる状況であったということになります。収納率は現年課税分で98.4%でもございました。

第2目の法人、決算額が1億1,996万7,000円、前年度比7.8%の増でございます。まず、均等割額につきましては前年度に資本金や従業員数の増減等による大幅な区分変更がなかったものの、法人数が前年度比で18社増をしたことによりまして、321万9,000円の増となりました。法人税割につきましては前年度に比べ大幅な増加があった事業所が1社ございました。それによりまして法人税割が556万5,000円増となりました。収納率では現年課税分で99.5%でございます。

第2項、第1目 固定資産税、決算額につきましては12億5,601万8,000円、前年度比2.1%の増でございます。まず土地につきましては、地価の下落を反映した価格修正、そしてコロナ禍の対策として商業地の負担調整措置が講じられたことによりまして、前年度比0.3%の減となりました。家屋につきましては、新增築分が130棟あったことに加えまして、令和3年度のみコロナに伴う事業用家屋の減免額、それが令和4年度は通常課税となったことによりまして前年度比6.8%の増となりました。償却資産につきましては、コロナ禍による景気の低迷に伴う新規投下資産が減少しているものの、令和3年度のコロナに伴う減免額が令和4年度は通常課税となったことによりまして、前年度比4.6%の増となりました。

続いて、第2款 地方譲与税から第8款 環境性能割交付金につきましては、国税や県税の収入額に応じて、こちらの表の右ページに記載をしております条件によりまして譲与、交付される額でございます。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それから、46ページを御覧ください。

真ん中、下辺りであります。第9款 地方特例交付金でございます。決算額3,145万2,000円、前年度に比べまして3,029万8,000円の減、49.1%の減となりました。その要因といたしましては、第2項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、こちらは新型コロナウイルス感染症による固定資産税の減免措置に対する減収補填として交付されるものでございますが、前年度に比べまして3,098万9,000円減したことからでございます。

続いてその下、第10款 地方交付税、決算額14億1,375万7,000円、前年度に比べまして1,744万9,000円増、1.2%の増となりました。内訳といたしましては、普通交付税が13億6,358万3,000円、特別交付税が5,017万4,000円となっております。

○議長（尾関俊治君） 提案説明の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き提案理由の説明を求めます。

堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、引き続き御説明をさせていただきます。

資料の48ページを御覧ください。

それでは、第12款 分担金及び負担金でございます。決算額1億280万3,000円、前年度比4,855万2,000円の減、32.1%の減でございます。減の要因といたしましては、第4項 教育費負担金、右のほうへ行っていただきまして二重丸の2つ目、保健体育費負担金でございます。その中で学校給食費負担金につきまして、記載のとおり物価高騰対応で令和4年10月から令和5年3月までの半年間無償としたため、4,332万4,000円減になった理由でございます。

続きまして、第13款 使用料及び手数料、決算額1億9,180万円、前年度比1,955万6,000円増、11.4%の増でございます。

50ページをお開きください。使用料手数料の増の要因といたしましては、第6目 教育使用料、その2つ目の二重丸です。保健体育使用料でございますが、令和3年度の途中、令和4年1月から使用料の改定をいたしました。令和3年度は3か月分、令和4年度については1年分ということで、696万8,000円が増になったことによるものでございます。もう一つの要因といたしましては、一番下、3目の衛生手数料でございます。その中で右のほうを見ていただきますと、真ん中辺り、家庭系一般廃棄物処理手数料がございます。こちらはごみ袋の販売等の手数料でございますが、令和3年度につきましては半年分、令和4年度については1年分ということもございまして605万9,000円増になったということで増となっているものでございます。

続きまして、52ページをお開きください。第14款 国庫支出金でございます。決算額14億1,455万8,000円、前年度比3億6,892万1,000円の減、20.7%の減でございます。減の要因といたしましては、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金、これが前年度に比べまして3億2,000万強減となったことによるものでございます。

続きまして、2ページめくっていただきまして、56ページをお開きください。第15款 県支出金でございます。決算額6億736万3,000円、前年度比4,285万円増、7.6%の増でございます。第14款の国庫支出金、そして第15款の県支出金につきましては、町が実施した事業に伴いまして、国・県からの負担金、補助金となります。資料のほうには補助率等も記載をしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

また、2ページほどめくっていただきまして、60ページを御覧ください。真ん中辺りの第16款 財産収入でございます。決算額2億4,335万1,000円、前年度比2億1,432万円の増、738.2%の増となりました。増の要因といたしましては、第2項 財産売却収入、第1目 不動産売却収入でございます。こちらにつきましては、羽栗社会教育施設用地を売却した代金2億3,900万円、これによって増となっているものでございます。

第17款 寄附金、決算額1億2,263万5,000円、前年度比1,622万6,000円増、15.2%の増となっております。寄附金の内訳といたしましては、第2目 総務費寄附金の中で、まずかさまつ応援寄附金通常分は件数1万552件、寄附額が1億860万円となり、過去最高の寄附額となっております。その下の特定目的分といたしましては、笠松競馬女性雇用推進プロジェクト分1件で500万円、その下、企業版かさまつ応援寄附金、こちらは企業版ふるさと納税でございます。2社から300万円をいただいております。そのほか篤志者などからの寄附金500万円強ということで、令和4年度の寄附金は1億2,200万円強となっているものでございます。

続いて、62ページをお開きください。第18款 繰入金、決算額1,419万円、前年度に比べまして2,903万5,000円減、67.2%の減でございます。減の主な要因といたしましては、第2項 基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入、ゼロとなっております。前年度に比べまして1,924万4,000円減となっている理由から繰入金が減となったものでございます。

第20款 諸収入、決算額6,947万6,000円、前年度比785万5,000円増、12.7%の増でございます。増の要因といたしましては、第4項 収益事業収入、第1目 収益事業収入でございます。こちらは岐阜県地方競馬組合益金収入ということで765万円、平成4年度以来の収入ということで、これが増の要因となっているものでございます。

64ページをお開きください。第21款 町債でございます。決算額2億5,720万円、前年度比2億7,880万円の減、52%の減となりました。減の主な要因といたしましては、第3目の臨時財政対策債、これが前年度に比べまして2億7,500万円減となったためでございます。

以上が一般会計の歳入でございます。

続いて、66ページからは一般会計の歳出について御説明をさせていただきます。重点事業や新規事業などの執行状況について主に説明をさせていただきます。

まず、第1款 議会費でございます。決算額7,277万6,000円、前年度比451万6,000円増、6.6%の増でございます。議会費の増の要因につきましては、事務局の人件費が2人から3人になったということで増となっております。また、議会では議会改革特別委員会を設置され、4回協議をされているところでございます。

第2款 総務費、決算額10億5,147万5,000円、前年度比9,081万7,000円の増、9.5%の増でございます。決算認定資料、総務費の横に翌年度への繰越明許額ということで2,155万3,000円記載をしておりますが、令和5年度へ繰り越す額ということで1事業を繰り越しているもので

ございます。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の中で表彰事業がございます。令和5年3月24日、令和4年度文化庁芸術祭音楽部門で新人賞を受賞された琴奏者の日原暢子さんに町民特別奨励賞を授賞いたしました。

68ページを御覧ください。上から2つ目の事業、地域生活安全推進事業でございます。青パト車両によります防犯パトロールを73回、実施講習受講者133人など活動等を行いまして安心して暮らせる町を目指し取り組んでいるところでございます。

第3目 財産管理費で、その他施設管理事業でございます。名誉町民の杉山幹夫氏からの寄附金によりまして、杉山邸保存修理工事を実施いたしました。

続いて、第5目 町民バス運行費の中で、公共施設巡回町民バス運行事業でございます。利用状況等につきましては、資料に記載のとおりでございますが、令和5年度から運用開始しますバスロケーションシステム、そして定期券導入に向け利用者が利用しやすい環境を整備いたしました。また、令和5年1月から3月までの3か月間、高齢者の方の外出支援として町内の75歳以上の方の乗車料を無料にいたしました。3,576人の利用がございました。

続いて、70ページを御覧ください。第6目 防災対策費でございます。上から2つ目の事業、防災備品管理事業でございます。水、アルファ米、乾パンの備蓄飲料水の計画的な更新に加えまして、防災用トイレ、液体ミルク、蓄電池等を購入いたしました。そこから2つ下、防災行政無線管理事業（同報系）でございます。老朽化いたしました防災行政無線親卓を更新させていただきました。

第7目 青少年交流事業費でございます。北海道体験交流事業（新ひだか町派遣）でございます。中学生を対象としました新ひだか町への派遣研修のため、担当職員が事前視察を実施いたしました。今年の4月には議員さん、そして町長が新ひだか町を視察いたしました。また、中学生、今年の8月2日から5日までの3泊4日で新ひだか町への派遣事業を実施しております。既に御案内をさせていただいておりますが、明日9月7日19時より役場大会議室で派遣中学生からの報告会がございますので、ぜひ御参加いただきたいと思いますと思っております。

第2項 企画費、第1目 企画総務費でございます。まず一番下の事業、情報化推進事業でございます。右に記載しております委託料、使用料等、前年に比べまして増減はございますが、令和4年度につきましてはキャッシュレスの導入であるとか高齢者へのスマホ教室の開催などを実施いたしました。DXに向けた行政運用の効率化、住民サービスの向上を図っているところでございます。

続きまして、72ページを御覧ください。上から2つ目の事業、まちづくり事業でございます。中高生を対象とした起業家の育成事業として、起業体験プログラムを実施しております。また、官民連携による河川区域利用推進支援業務委託では、笠松みなと公園を中心としたまちづくり

のための社会実験、かさまつm i n a T R Yなどを実施しているところでございます。

2つ下のかさまつ応援事業でございます。歳入のほうでも申しましたが、過去最高の寄附額ということで1億860万円全国の方々からいただいたものでございます。お礼の品につきましても新商品などパートナー事業者様の協力によりまして1万503件、金額といたしまして3,130万1,000円を町内企業へお支払いできました。商工業の発展にもつながっているというふうで思っているところでございます。

続いて、下から2つ目になります。新型コロナウイルス対策事業でございます。物価上昇等による逼迫する家計、地域経済の活性化の観点から応援割引クーポンを全世帯に配付をし、73%の利用がございました。また、物価高騰の影響を受けております町民や事業所への支援として、水道事業が実施をする水道料金の基本料金免除に対する補助も行ったところでございます。

続きまして、74ページを御覧ください。第5目 マイナポイント推進事業費でございます。役場に申込支援窓口の設置や広報活動など実施をしまして、令和4年度のマイナポイント申込支援件数は5,327件でございました。

第3項 徴税费、第2目 賦課徴收费でございます。一番下の収納管理事務事業でございます。その中で情報センター委託料がございます。令和5年度からの地方税共通納税システムの税目拡大ということで、固定資産税と軽自動車税の種別割の追加のため開発委託を実施したところでございます。また、右のページ、一番下には収納率の表を記載しております。町税全体の収納率は現年課税分で98.6%、滞納繰越分で15.6%、全体で95.5%でございました。

76ページを御覧ください。第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費でございます。その中で住民基本台帳ネットワークシステム事業がございます。右側にはマイナンバーカードの発行枚数等を記載しております。令和5年3月31日現在で1万6,383枚、交付率は74.52%、前年度に比しまして29.06%増となっているものでございます。

続いて、78ページを御覧ください。第3款 民生費、決算額27億8,162万9,000円、前年度比4億2,243万6,000円減、13.2%の減でございます。

第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費で、乳幼児等紙おむつ使用世帯応援事業がございます。こちらにつきましては家庭系ごみの有料化に伴いまして、紙おむつ等を日常的に使用する乳幼児、高齢者、障がい者に対し町指定ごみ袋を支給しました。実績は表に記載のとおりでございます。

その下、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯10万円、392世帯に支給をいたしました。

その下、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業でございます。こちらは価格高

騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、1世帯5万円を1,728世帯に支給をいたしました。

続いて、第3目の老人福祉費でございます。次のページを御覧ください。上から3つ目の事業でございます。地域介護・福祉空間整備推進事業でございます。介護施設におけます防災等を目的とした施設改修への補助を行ったものでございます。

第4目の障害福祉費でございます。次のページ、82ページを御覧ください。一番上の事業です。障がい者自立支援給付事業となります。こちらにつきましては、障がい児通所支援事業が1,716万円の増、訓練等給付費が2,621万7,000円増と給付費が増加をしております。ここの事業は前年度より4,926万5,000円の増となりました。

第6目の福社会館費でございます。こちら福社会館の2階の男女のトイレ、そして1階の空調機等の改修を実施いたしました。また、右のページの一番下にも記載をしておりますが、利用状況や施設の老朽化などから令和4年9月30日で入浴事業を廃止しているところでございます。

続いて2ページ飛んでいただいて、86ページを御覧ください。保育総合支援事業でございます。右のページの丸の5つ目を御覧いただきたいと思っております。こちらは令和4年度から新たに保護者の負担軽減のため使用済みの紙おむつを保育所、保育園で処理することに対する財政支援を行ったところでございます。

続いて、88ページを御覧ください。上からの2つ目の事業、ここから各種給付金事業が続いておりますが、まず子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。令和4年4月分の児童手当受給者のうち、ひとり親以外の非課税世帯に対しまして、対象児童1人5万円を160人に支給をいたしました。

その下の子育て世帯等臨時特別支援事業につきましては、令和3年9月分の児童手当受給者に対し、1人10万円を17人に支給をいたしました。

1つ飛んで、未就学児家庭支援給付金事業でございます。未就学児のいる世帯に対し1人1万8,000円を1,078人に支給をいたしました。

その下、新ステージステップアップ応援支援金事業でございます。こちらは年長、小6、中3のいる世帯に対し1人1万円を566人に支給をいたしました。

その下、子育て世帯負担軽減給付金事業でございます。高校生以下の子供がいる世帯に対しまして、1世帯1万5,000円を1,813世帯に支給をいたしました。

続いて、第2目 こども館費でございます。令和3年度の施設建設費がなくなったことによりまして、令和4年度は1億9,779万円の減で1,112万8,000円となりました。また、子どもの権利に関する条例を基本方針とするこども館では、新たに中学生、高校生の居場所、相談ができるティーンズ行事を開催しているところでございます。

続いて、2ページ飛んでいただきまして、92ページを御覧ください。第4款 衛生費でございます。決算額11億3,780万7,000円、前年度比1億944万3,000円の減、8.8%の減となりました。翌年度への繰越額824万6,000円は1事業を繰り越しております。

まず、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費で、母子保健健康診査事業でございます。継続実施をしております特定不妊治療費等助成事業、一般不妊治療費助成事業によりまして、認定資料に記載の出生実績となっておりますところでございます。

一番下の事業、子育て世代包括支援事業では福祉健康センター内に設置をしております子育て世代包括支援センターで妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行っているところでございます。

続いて、94ページを御覧ください。上から2つ目の事業、出産・子育て応援交付金事業でございます。安心して出産、子育てができるよう1人5万円を226人に支給をいたしました。

続きまして、第2目の予防費でございます。下から2つ目の事業になります。新型コロナウイルス対策事業でございます。原油価格、物価高騰等の影響を受けている医療機関、介護施設等93か所への支援を行ったところでございます。

一番下の新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。1億7,731万5,000円でございますが、こちらはワクチン接種体制の整備を行いまして、集団接種等を行いました。接種率につきましては、次のページ、97ページの上の表に記載がありますので御覧いただきたいと思っております。

続きまして、98ページを御覧ください。一番上の事業でございます。健康推進普及事業でございます。こちらにつきましては、10月2日、ちよいスポ健康フェスタを開催いたしまして、町民の皆様と一緒に健康づくりを推進するため、ちよいスポ健康宣言を行ったところでございます。

第5目 環境衛生費でございます。その中で、火葬場管理運営事業がございます。老朽化をしておりました火葬場待合室の建て替えを実施しているところでございます。

続いて、100ページを御覧ください。第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費でございます。塵芥処理費全体での決算額が6億3,218万7,000円、前年度に比べまして9,909万円の減となりました。減の要因といたしましては、令和3年10月より開始をいたしましたごみの有料化及び搬出方法の見直しによりまして、ごみの排出量の減による委託料の減であるとか、岐阜羽島衛生施設組合の負担金の減によるものでございます。右のページに排出量の表を記載しております。一番上の燃えるごみの家庭系を見ていただきますと、前年度比9%の減となりました。また、その下のほう、缶、瓶、ペットボトル、プラ容器など資源になる排出量は増えております。分別も進められているということがこの表で読み取れると思っております。さらなる減量化に向け周知してまいりたいと考えております。

続きまして、102ページを御覧ください。上から4つ目の事業でございます。ごみ出し支援事業でございますが、こちらは令和4年度のみ町指定ごみ袋の小袋を全世帯に配付をいたしまして、家計支援及びごみ袋の小袋で収まるように減量化を促したところでございます。

一番下、第5款 農林水産業費でございます。決算額が4,339万4,000円、前年度比243万8,000円、6%の増でございます。

104ページを御覧ください。第2項 林業費、第1目の林業振興費でございます。こちらにつきましては、コロナの影響で2年間中止をしておりました白川町との交流事業、令和4年度につきましては中学生を対象とした山と水の体験学習ということで、学習も含めた研修事業を実施したところでございます。

第6款 商工費、決算額につきましては5,268万円、前年度比1,571万9,000円減、23%の減となっております。

まず、第1項 商工費、第2目 商工業振興費でございます。その中で商工業団体支援事業がございます。中小企業が持続的に発展できるよう販路の開拓・拡大、あと事業継続力の強化に対する支援、アフターコロナの事業展開など商工会の事業に対し財政支援を行ったところでございます。

続いて、106ページを御覧ください。第3目の観光費でございます。その中の観光促進事業がございます。リバーサイドカーニバル、春まつりの開催によるイベント実行委員会への補助、かさマルシェ、宵まつりなど開催によります笠松プロモーション協会への補助などを実施いたしました。2年から3年ほどコロナの影響で中止となっております祭り、イベントが徐々に開催できるようになったものでございます。

第7款 土木費でございます。決算額6億116万5,000円、前年度比5,661万5,000円増、10.4%の増でございます。翌年度への繰越明許額3,169万8,000円につきましては、3事業を繰り越しているものでございます。

まず、第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費の道路修繕事業でございます。緊急自然災害防止対策事業債を活用いたしまして、記載のとおり道路の舗装修繕等を行ったものでございます。前年度比4,928万円増の9,942万5,000円となりました。

続いて、108ページを御覧ください。第2目の道路新設改良費の中で、道路新設改良事業がございます。パイプライン上部利用の整備工事や米野52号線、いわゆるいざり坂の坂路改修に向け支障物の撤去工事など整備、検討を行ったところでございます。

第3目 交通安全対策費の中で、交通安全施設整備事業がございます。通学路のカラー舗装等を774平方メートル整備いたしまして、交通事故防止に努めたところでございます。

続いて、110ページを御覧ください。第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費の中で、都市計画策定事業がございます。5年ごとに見直されます都市計画の基礎調査及び都市計画基

本図の修正を行ったものでございます。

第2目 公園費の中で、公園等管理事業がございまして、みなと公園の移動式トイレ床の修繕、水道管漏水修繕、四季の里広場の移動式トイレ更新など良好な公園環境を維持するため整備をいたしました。

一番下の運動公園管理事業では、令和4年11月27日リニューアルオープンをした築山の改修工事、丘の名称は投票によりまして、かさまる広場というふうになりました。

続いて、112ページを御覧ください。第8款 消防費、決算額3億6,482万8,000円、前年度比187万3,000円減、0.5%の減でございます。第1項 消防費、第1目 非常備消防費でございます。消防団等活動事業でございます。団員の定数が120人に対して団員数は105人ということでございます。

続きまして、第9款 教育費でございます。決算額9億4,829万2,000円、前年度比1億1,744万5,000円増、14.1%の増でございます。翌年度への繰越明許額669万4,000円につきましては、4事業を繰り越しております。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費でございます。次のページを御覧ください。中段より少し下辺りにかさまつ子どもまちづくり事業というふうで事業が記載をしております。こちらにつきましては、児童・生徒19人が3つの班に分かれまして、まちづくりに対する課題や解決策を検討し町へ提言したものでございます。

その下、新型コロナウイルス対策事業でございます。特別支援学校へ通学をしている児童・生徒の保護者へ町立学校の給食費相当分を支給いたしました。

第2項 小学校費、第1目の学校管理費でございます。次のページを御覧ください。116ページです。上段の3つの事業につきましては、各校の修繕、工事等を記載しておりますが、その中で下羽栗小学校の管理事業では1年生から4年生用のロッカーと掃除道具入れを県の清流の国ぎふ森林環境基金を活用し整備をいたしました。

第3項 中学校費、第1目 学校管理費でございます。118ページ、次のページを御覧ください。上から2つ目の事業でございます。笠松中学校管理事業でございますが、こちらは生徒会、PTA、町内会連合会などで構成をしますトイレ研究会で検討を進め、生徒たちの意見を取り入れた心が癒やされる憩いの場となるトイレの整備を実現できたものでございます。令和4年度、令和5年度2年間で整備をいたすものでございます。

その下、情報教育ネットワーク事業でございます。小学校、中学校ともに国のGIGAスクール構想に合わせ1人1台タブレット、また電子黒板等整備した以降につきましても継続して情報教育推進に係る学習環境の整備を図っているところでございます。

次のページを御覧ください。120ページです。第2目 公民館費、上から3つ目の事業、中央公民館の施設管理事業でございます。こちらにつきましては、令和3年度に引き続きまして

防火シャッターの改修、1、2階天井の改修工事を行いました。また、令和5年3月、そして令和5年6月議会の定例会で笠松中央公民館、松枝公民館、総合会館について、令和5年10月からコミュニティセンター化するため、笠松町交流センターの設置及び管理に関する条例の御議決をいただいたところでございます。

その下、松枝公民館施設管理事業でございます。コロナの臨時交付金を活用しまして、トイレを改修いたしました。そのほかにも歴史未来館、町民体育館もコロナ臨時交付金を活用してトイレ改修を実施したところでございます。

続いて、122ページを御覧ください。第5項 保健体育費、第2目 体育施設費でございます。運動場管理運営事業でございます。こちら令和4年度のみになりますが、多目的運動場の人工芝張り替え分として指定管理委託料を1,500万円増の2,500万円に増額をしたものでございます。

続いて、124ページを御覧ください。第4目 学校給食費でございます。小学校の延べ実給食数32万3,258食、賄材料費9,512万2,000円となりました。また、物価高騰家計支援のため令和4年10月から令和5年3月まで6か月分の無償化及び食材費の高騰分をコロナ臨時交付金を活用して負担しているところでございます。

第10款 公債費、決算額5億9,948万3,000円、前年度比885万6,000円増、1.5%の増となりました。借入先別の元金及び利子の償還額、年度末未償還元金につきましては、125ページの表に記載のとおりでございます。

126ページを御覧ください。第11款 諸支出金でございます。決算額4億7,870万1,000円、前年度比2億4,821万8,000円増、107.7%の増となります。この増の要因といたしましては、羽栗社会教育施設の敷地の売却2億3,900万円がございました。それを社会資本整備基金に積み立てたことにより増となっているものでございます。

以上で一般会計の歳出の説明を終わります。

○議長（尾関俊治君） 提案説明の途中ですが、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、午前中に引き続きよろしく願いいたします。

午前中に一般会計の歳入歳出決算状況の御説明を終わらせていただきましたので、これからは特別会計の状況について説明をさせていただきます。また、こちらの一番最初に見ていただいたものの27ページを御覧いただきたいと思っております。決算説明資料の27ページを御覧ください。

国民健康保険の特別会計でございます。

歳入総額ということで22億84万4,573円、収入割合は97.4%、前年度比1.2%の増でございます。

歳出総額につきましては21億7,384万4,537円、執行率が96.2%、前年度比2.1%の増でございます。

歳入総額の20.4%を占めます国民健康保険税は、収入済額で4億4,763万3,277円、前年度比2.7%の増となりました。収納率の合計は69.7%で、前年度比1.4%の増でございます。未収入額につきましては、第1款 国民健康保険税1億9,416万1,190円、前年度比4%の減となりました。第7款 諸収入の未収入額につきましては、一般被保険者療養給付費返納金で2件分、1万568円が未収入となっております。

続いて、29、30ページを御覧ください。

30ページの一番上の表の合計欄を御覧いただきたいと思っております。被保険者1人当たりの療養給付費及び療養費の合計は29万9,271円で、3.5%の増となりました。

続いて、31ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額が3億5,328万5,771円、収入割合が99.7%、前年度比8.2%の増です。

歳出総額につきましては3億4,321万3,725円、執行率が96.9%、前年度比7.6%の増でございます。

歳入総額の70.3%を占めます後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額で2億4,838万1,300円、前年度比8%増となりました。収納率の合計は99.3%で、前年度比0.3%の増でございます。未収入額につきましては178万400円、前年度に比べ20.9%の減となりました。

続いて、次のページ、33、34を御覧ください。

34ページの上の表につきましては、笠松町の保険料でございます。令和4年度の平均被保険者数3,433人、1人当たりの保険料は7万2,058円でございます。

下の表が広域連合の保険料でございます。令和4年度の平均被保険者数は32万1,776人、1人当たりの保険料は7万1,189円という状況でございます。

続きまして、35、36ページを御覧ください。介護保険特別会計でございます。

歳入総額20億4,658万9,188円、収入割合は100.4%で、前年度比4.1%の増でございます。

歳出総額は19億9,289万6,940円、執行率が97.8%、前年度比3.8%増でございます。

歳入総額の20.1%を占めます介護保険料は、収入済額で4億1,191万4,400円、前年度比0.4%減となりました。収納率の合計は98.3%で、前年度比0.2%の増でございます。未収入額につきましては723万5,450円、前年度比10.7%の減となりました。

続きまして、37、38ページを御覧ください。

一番上の介護サービス費の状況を表に示しております。38ページの一番上の合計欄の受給者

1人当たり月平均合計で16万5,783円、こちらは前年度比1.6%増となりました。

一番下の表につきましては、保険料、被保険者1人当たり6万8,756円の収納額となっているところがございます。

続きまして、39、40ページを御覧ください。

こちらは普通会計の財政関係指標の推移でございます。令和4年度は一番右に記載をしております。主なものだけ御説明をさせていただきます。

上から4段目、財政力指数、令和4年度は0.69となっております。これは数値が高いほどよいとされまして、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3年間の平均数値でございます。参考までに令和3年度、県下の平均が0.57、令和3年度、笠松町は0.71ということで、上から9番目となっております。

その下の経常収支比率、令和4年度89.7でございます。一般的には70から80の間とされておりまして、この数値が低いほど財政に弾力性があり、高いほど財政が硬直化しているという数値でございます。参考までに令和3年度、県下の平均が81.9、笠松町の令和3年度86.2は高いほうから11番目となっております。

少し下へ行きまして、実質公債費比率でございます。令和4年度5.8となっております。これは一般会計、特別会計、一部事務組合等への繰出金も含めた公債費の標準財政規模に占める割合でございます。令和3年度の県下の平均が4.6、笠松町の令和3年度は5.8でございました。上から22番目ということになります。

続きまして、決算財産に関する御説明をさせていただきます。また別冊で、令和4年度一般会計歳入歳出決算、こちらの冊子を御覧ください。令和4年度一般会計歳入歳出決算の後ろのほうになります。62ページ、63ページを御覧ください。

決算財産に関する調書ということで、まず1つ目、公有財産についてでございます。

まず、表の左のほう、土地を御覧いただきたいと思えます。行政財産で公民館・体育館で三角の6,772.86平方メートル、こちら減となっております。こちらにつきましては、羽栗社会教育施設の敷地を岐南町へ売却したための減でございます。

少し下のほうへ行っていただきまして、衛生施設で三角383平方メートルの減というふうになっております。こちらにつきましては、現在墓地の敷地ということで区分をしておりました。いろいろ調査した結果、現状がごみの集積所であったり防災無線のスピーカーの設置場所、あと文化財の施設であるなどから、現状が墓地の敷地での使用状況と異なるということで、衛生施設の行政財産から普通財産へ移行をさせていただきました。そこで衛生施設が383平方メートルの減、下のほうに行きまして、その分普通財産が383平方メートル増となっているものがございます。

その右隣に行ってくださいまして、次に建物になります。まず、木造のところが一番下の普

通財産、ちょうど62ページの右側の一番下になります。普通財産で348.6平方メートルの減となっております。こちらにつきましては、旧こども館を松波総合病院さんのほうに無償譲渡したということで減になっているものでございます。

次、63ページの真ん中の辺り、非木造のところの行政財産で衛生施設が42.19平方メートルの減となっております。こちらにつきましては、一般会計の歳出のところでも御説明しましたように火葬場の待合室、こちらの建て替えによりまして面積が減ったということで、減った面積が42.19平方メートル減というふうになっているところでございます。

続きまして、64、65をお開きください。次のページになります。(2)の有価証券、そして(3)の出資による権利につきましては、令和4年度の増減はございませんでした。

2. 物品になります。まず、自動車でございますが、上から2つ目、普通乗合1台減となっております。こちらは10人乗りのハイエースを公売したということで1台減となっております。その下、貨物5台増となっております。こちらにつきましては、まず4台につきましてはワクチン接種でリースで使用しておりました車両を購入したということでプラス4、もう1台につきましては名誉町民の松波英一様より電気自動車1台を寄贈いただいたということで増となっているものでございます。その下、巡回・町民バスの1台減、町民バス1台を公売したということで1台減となっております。少し下へ行きまして、消防ポンプ積載車1台減、こちらは消防団車両の廃車ということで1台減となっております。自動車全体では2台の増となっているものでございます。

一番下、パーソナルコンピュータにつきましては、14台増の255台となっております。

続きまして、66、67ページを御覧ください。基金の状況でございます。

令和4年度末につきましては20件、27億8,020万3,305円の残高となっております。これは前年度に比べまして5億4,628万3,368円の増となります。

以上で一般会計・特別会計の決算状況の説明を終わらせていただきます。

○議長（尾関俊治君） 田島水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、私からは第60号議案 令和4年度笠松町水道事業会計決算認定と、第61号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計決算認定の2議案を説明させていただきます。

まず初めに、お手元でございます令和4年度水道事業会計決算書を御覧ください。

令和4年度笠松町水道事業決算につきましては、前年度との比較を中心に説明をさせていただきます。

それでは、1ページ、2ページの水道事業決算報告書をお開きください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益は決算額2億6,191万6,974円、対前年度約2,550万の減となっております。

水道事業費用につきましては、決算額 2 億 4,617 万 5,384 円、対前年度約 760 万の増となっております。詳細につきましては 5 ページの損益計算書で説明をさせていただきます。

続きまして、3 ページ、4 ページをお開きください。(2) 資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は決算額 1,873 万 9,268 円、対前年度約 4,200 万円の減となりました。これは令和 4 年度は企業債の借入れが大幅に減少したことによるものでございます。

資本的支出につきましては決算額 1 億 9,190 万 264 円で、対前年度 6,900 万円の減となりました。主な建設改良の内訳につきましては、11 ページの工事の概況に、償還の詳細につきましては、25 ページから 26 ページの企業債の明細書のとおりとなっております。

ここで収入額、資本金額、支出額に不足する額 1 億 7,316 万 996 円、こちらにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、5 ページからの財務諸表の説明をいたします。

まず、損益計算書につきましては、1 の営業収益は 1 億 5,995 万 1,251 円で、対前年度 4,270 万円の減となりました。営業収益の大部分、約 94% を占めております給水収益につきましては、笠松町水道事業給水条例に定められております検針月が前年度の 3 月から当年度の 2 月検針までの 1 年分で、6 月調定を 1 期分としまして 2 か月ごとに調定をしております。この給水収益が前年度より約 3,800 万円の減となっております。これらは新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援策を活用し、4 期分から 6 期分までの 3 期分、6 か月分につきましては基本料金とメーター使用料を免除したことにより減少したものでございます。

ここで業務量の概要につきまして 12 ページに記載してございますのでお開きください。年度末の給水戸数は前年度から 150 戸増の 9,185 戸、年間配水量は前年度から 3 万 5,084 立方メートル減の 264 万 8,046 立方メートルとなりました。有収率につきましては 85.6%、対前年度比 0.8% の減となっております。配水量の監視を行うと同時に、今後も定期的に漏水調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。

また、給水の単位収益の供給単価は 66 円 6 銭で、昨年度から 14 円 8 銭の減となっております。これはコロナ減免によりまして給水収益が減少したことによるものでございます。コロナ減免分を加味いたしますと、供給単価は 83 円 3 銭と想定されまして、そして給水の単位費用でございます給水原価につきましては 95 円 64 銭となります。昨年の 87 円 7 銭から約 8 円の増加となりました。これは水源地の電気代が約 900 万円増加したことが影響したものでございます。給水原価は年々増加している状況でございます。今回費用と収入のバランスが 1 立方メートル当たり 12 円費用が不足しておるような状況でございますので、料金収入で補うべき費用が単年度で約 2,700 万円ほど不足しております。このようなことから早めの料金改定の見直しが必要な状況でございます。

改めまして、5ページをお開きください。

2の営業費用は2億3,151万905円で、前年度約700万円の増となりました。この増加の主な要因につきましては、水源地の電気代が約900万円増加したことによるものでございます。

3の営業外収益は8,460万9,792円で、対前年度約2,770万円の増となりました。これは、基本料金などを免除しましたコロナ支援策に対しまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による収入があったことによるものでございます。

4の営業外費用は1,019万4,266円で、対前年度約340万円の増となりました。

営業損失と営業外収益及び営業外費用を加減しました経常利益につきましては285万5,872円で、前年度より約2,540万円の減となりました。前年度の純利益にも285万5,872円で、前年度より約2,650万円の減となりました。前年度繰越利益剰余金に当年度の純利益を加えました当年度の未処分利益剰余金は1,650万6,992円となりました。

なお、節別の明細につきましては、18ページから22ページにございますので、後ほど御覧くださいませようお願いいたします。

続きまして、6ページを御覧ください。

3の剰余金計算書につきましては、8ページの貸借対照表に記載されております剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。利益剰余金は、減債積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額400万円を加算いたしまして9,469万円、建設改良積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額2,600万円を加算いたしまして4億7,756万5,896円、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,365万1,120円に純利益285万5,872円を加えて1,650万6,992円となりました。

続きまして、同ページの4の剰余金処分計算書につきましては、健全な経営を行うために毎事業年度ごとに生じた利益の一部を議会の議決を経て積立処分をしておりましたが、当年度の未処分利益剰余金は1,650万6,992円となり、例年利益剰余金から1,000万円程度を残した上で積立てをしておりましたことから、今年度は金額が少ないため積立てを見送ることにいたしました。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。

5. 貸借対照表、こちらにつきましては資産の部におきまして前年度と比較し大きく変動しましたのは、2の流動資産の現金預金でございます。前年度より約1億3,680万円減の3億8,203万6,201円となりました。未収金につきましては、前年度より約1,120万減の2,217万8,015円となりました。未収金の主なものとしましては、下水道工事に伴います水道管支障移転工事の負担1,383万9,268円でございます。水道料金の令和4年度、前年度の未収金は543万6,514円で、3月末の収納率は96.7%、前年度比1.5%増でございます。なお、悪質な滞納者につきましては給水停止を実施し、使用者の負担の公平が図られるように努めてまいりたいと思

っております。資産合計は前年度より3%減の37億177万5,504円となりました。

8ページの負債の部につきましては、3の固定負債の合計は、前年度より約2,700万円減の8億6,637万2,849円となり、これは企業債借入額が前年度より減少したことによるものでございます。

4の流動負債の合計は前年度より35.2%減の1億6,684万9,544円となっております。これは未払い金の減少によるもので、未払い金の主なものは修繕工事や保守点検業務等の営業未払金で1,264万2,314円、配水管及び配水補助管布設替工事などのその他の未払い金で1億2,170万8,094円となっております。

5の繰延収益合計につきましては、前年度より約200万円増の10億6,907万1,293円となりました。

負債の合計は前年度より約1億1,560万円減となる21億229万3,686円となりました。

資本の合計につきましては、6の資本金合計は10億1,071万8,930円となっております。7の剰余金につきましては、6ページの剰余金の計算書のとおりでございます。

資本の合計は15億9,948万1,818円となり、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の37億177万5,504円となり、令和5年3月31日現在における貸借対照表のとおりとなりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。9ページ以降につきましては決算の附属書類ですので、お目通しをお願いいたしまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、第61号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計決算認定の説明をさせていただきます。

お手元でございます令和4年度下水道事業会計決算を御覧ください。

令和4年度笠松町下水道事業会計決算につきまして、前年度との比較を中心に説明をさせていただきます。

それでは、まず1ページ、2ページの下水道事業決算報告書をお開きください。

(1)収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益は決算額6億8,886万4,099円、対前年度約1億5,340万円増となりました。

下水道事業費用は決算額6億2,566万6,995円、対前年度約2,700万円の減となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書で説明をさせていただきます。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は決算額4億6,853万7,000円で、対前年度約8,740万円の減となりました。これは、当初予算策定時におきまして説明させていただきましたが、一般会計からの補助金の3条と4条の割合が決算統計の基準に変更したことによりまして、4条分の一般会計補助金が大幅に減少したことによるものでございます。

資本的支出につきましては、決算額 7 億490万4,336円で、対前年度約7,630万円の減となりました。

主な建設改良工事の内訳につきましては11ページの工事概況に、償還等の詳細につきましては23ページから26ページの企業債明細書のとおりとなっております。

ここで資本的収入が資本的支出に不足する額 2 億3,636万7,336円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填させていただきました。

続きまして、5 ページからの財務諸表の説明をいたします。

まず、損益計算書につきましては、1 の営業収益は 3 億995万4,586円、対前年度約330万円の増となりました。営業収益の大部分98.5%を占めております下水道使用料は、前年度より約370万円、1.2%の増となりました。

2 の営業費用は 5 億4,084万2,195円で、前年度より約110万円の減となりました。これは、定期的な管路調査を行いまして、それによりまして判明しました管路破損箇所の修繕を実施したことで、木曽川右岸流域下水道への流入量が減少し、維持管理負担金が減少したことが主な要因でございます。

3 の営業外収益、こちらにつきましては 3 億4,578万2,373円、対前年度約 1 億4,730万円の増となりました。これは他会計補助金及び負担金、一般会計からの繰入金につきましては令和 4 年度予算編成時に決算統計の基準に準じた分配に変更したことで維持管理に充てるべく金額が大幅に増えたことが主な要因でございます。

4 の営業外費用は6,830万9,962円で、対前年度142万円の減となりました。これは、償還が終了いたしました企業債があったことによりまして、支払利息が減少したことによるものでございます。

営業損失と営業外収益及び営業外費用を加減しました経常利益及び当年度の純利益が4,658万4,802円となりまして、前年度繰越欠損金に当年度の純利益を加えました当年度の未処理欠損金は 3 億2,921万3,422円となりました。なお、節別の明細につきましては、17ページから20ページにございますので、後ほど御覧くださいますようお願いいたします。

続きまして、6 ページを御覧ください。

3 の欠損金計算書につきましては、8 ページの貸借対照表に記載されている剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。

利益剰余金はマイナス 3 億2,921万3,422円となっております。毎事業ごとに生じた利益の一部を議会の議決を経て処分することとなっておりますが、今回につきましても欠損のためございません。

4 の欠損金処理計算書につきましては、当年度の未処理欠損金マイナス 3 億2,921万3,422円

を繰越欠損金として繰り越しいたします。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。

5. 貸借対照表、こちら資産の部につきましては、1の固定資産、現在高の合計は前年度より約7,570万円減の108億3,426万8,754円となっております。固定資産の詳細につきましては、21ページ、22ページの固定資産明細書のとおりでございます。

2の流動資産は、前年度より約2,320万円減の2億2,996万4,530円となりました。下水道使用料の令和4年度現年度分の未収金は1,412万2,484円で、3月末の収納率は95.79%、前年度比0.24%の増でございます。なお、悪質な滞納者につきましては、上水道事業と連携をいたしまして、使用者の負担の公平が図られますよう努めてまいりたいと思っております。

資産合計につきましては、前年度より1.5%減の110億6,423万3,284円となっております。

8ページの負債の部につきましては、3の固定負債の合計が前年度より約7,900万円減の38億2,054万4,955円となっております。これは、令和6年度以降に支払う企業債の元金でございます。

4の流動負債の合計は、前年度より約6,570万円減の5億1,590万9,181円となっております。流動負債のうち未払いの内訳につきましては、流域下水道維持管理負担金、保守点検業務などの営業未払い金で1,447万8,595円、管渠埋設工事、流域下水道建設負担金等のその他の未払い金で9,903万9,098円となっております。

繰延収益は55億7,740万8,731円となりまして、負債の合計は前年度より約1億4,550万円減となります99億1,386万2,867円となりました。

資本の部につきましては、6の資本金合計は14億7,958万3,839円となっております。7の剰余金につきましては、6ページの欠損金計算書のとおりでございます。

資本の合計は11億5,037万417円となり、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の110億6,423万3,284円となり、令和5年3月31日現在における貸借対照表のとおりとなりました。

以上、下水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。

9ページ以降につきましては、決算の附属書類でございますので、お目通しをお願いいたしまして説明を終わらせていただきます。

○議長（尾関俊治君） 令和4年度一般・特別会計の歳入歳出決算、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、令和4年度笠松町水道事業会計決算、令和4年度笠松町下水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

小林監査委員。

○監査委員（小林正明君） それでは、報告させていただきます。

お手元配付の審査意見についてを御参照ください。

令和4年度決算審査意見、健全化判断比率及び資金不足比率について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年度の笠松町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、8月28日から3日間にわたりまして審査いたしましたので、御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定めるとおりに適正に処理され、かつ予算も適正に執行されておりました。

続きまして、本年度の一般会計の決算額は、歳入86億1,945万6,092円、歳出81億3,223万459円でありまして、前年度と比較しますと、歳入で2.3%、歳出では0.4%減少しておりました。これに各特別会計を加えました決算総額は、歳入132億2,017万5,624円、歳出126億4,218万5,661円であり、前年度と比較しますと、歳入で0.5%減少、歳出で0.9%増加しておりました。

その結果、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差し引き、基金積立金等を加えた実質単年度収支については4,953万2,000円の黒字となりました。

また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は89.7%で、前年度より3.5ポイント悪化しております。今後も町税等の自主財源の確保充実や未収入額及び経常的支出の縮減に最大限に努める必要があることを認めました。

なお、一般会計及び特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付されているとおりでございます。

また、各種基金につきましては、それぞれ設置目的に沿って適正に運用されておりましたが、一部の特定目的基金において利用されていないものがあるため、目的及び使途を整理し、処理されたい。また、公有財産についてもおおむね適正に管理されておりました。

続きまして、財政健全化法の規定による健全化判断比率及び経営企業会計の資金不足比率の財政指標について御報告いたします。

これらについては早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られているものと判断します。また、公営企業の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足が生じていないことが確認されました。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

続きまして、令和4年度笠松町水道事業会計決算審査意見について、地方公営企業法第30条第2項の規定により、8月30日に審査しましたので御報告申し上げます。

収益的収入については料金収入である給水収益が対前年度20.3%減少していることにより、収入総額は対前年度8.9%減の2億6,191万6,974円となっております。

一方、収益的支出は、総係費、支払利息などが減少したものの、原水及び浄水費、配水及び給水費などが増加したため、支出総額は対前年度3.2%増の2億4,617万5,384円となっております。

資本的収支においては、第3水源地の機械設備更新工事、老朽管更新布設替工事等に伴う建設改良費が減少し1億9,190万264円の支出となりました。企業債は減少しております。その結果、純利益は285万5,872円となっております。

今後の水道事業については、新水道ビジョン及び経営戦略を基に水道事業の果たす役割を踏まえ、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料金体系の構築を図り、施設の更新・維持を計画的に行いながら、地震等災害時に強く信頼性の高い水の供給を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

なお、詳細につきましては、お手元の決算書を御覧ください。

なお、審査に付された決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じ水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

最後に、令和4年度笠松町下水道事業会計決算審査意見について、地方公営企業法第30条第2項の規定により、8月30日に審査しましたので御報告申し上げます。

収益的収入については、下水道料金、他会計補助金及び負担金などが増加し、収入総額は対前年度28.7%増の6億8,886万4,099円となっております。

一方、収益的支出は、減価償却費、雑支出が増加したものの、普及促進費、総係費、管きよ費、木曾川右岸流域下水道維持管理費、支払利息などが減少したことによりまして、支出総額は対前年度4.1%減の6億2,566万6,995円となりました。

資本的収支においては、建設改良費などの資本的支出が7億490万4,336円、一方、国庫補助金、他会計補助金、企業債などの資本的収入は4億6,853万7,000円でありました。その結果、純利益として4,658万4,802円となっております。

今後は笠松町下水道事業経営戦略を基にサービスの持続的かつ安定的な提供のため、経営基盤の一層の強化に努められますよう期待します。

また、審査に付されました決算書類は、いずれも法令で定めるとおり正確に処理されており正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

以上、御報告させていただきました。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。明9月7日から9月12日までの6日間は、議案精読のため休会とし、9月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月7日から9月12日までの6日間は休会とすることに決しました。

## 散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2 時18分